

## 平成26年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果(要約版)

主な計画内容	取組結果
<b>1 重点的な取組</b>	
<b>(1) 情報システムに係る調達(法務本省)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>主な情報システムの案件について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用や、CIO補佐官の助言を受けての仕様の見直し、明確化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CIO補佐官の助言を受けて仕様の見直しなどを行い、本年8月までに新たに<u>国庫債務負担行為</u>を活用した複数年度契約を計19件締結。</li> </ul>
<b>(2) 庁舎維持管理に係る調達</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年8月までに新たに<u>国庫債務負担行為</u>を活用した複数年度契約を計15件締結。</li> <li>そのうち、<u>国庫債務負担行為活用前との比較が可能な12件では、年間計1,339千円の調達費用を削減。</u></li> </ul>
<b>2 継続的な取組</b>	
<b>(1) 競争性のない随意契約</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>競争性のない随意契約として調達してきた案件について、個別に精査した上、調達内容等を見直すことなどにより、可能な限り競争性を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件ごとに仕様の見直し、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を実施。</li> <li>本年8月までに締結した競争性のない随意契約は1,056件であり、<u>前年度同時期に比べ、60件減少。</u></li> </ul>
<b>(2) 一者応札となっている調達</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、仕様の見直しなどを行うことにより、一者応札の解消を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注単位の見直し、公告期間の十分な確保、競争参加資格の見直しなどの取組を実施。</li> <li>本年8月までに一者応札となった案件は606件であり、<u>前年度同時期に比べ、69件減少。</u></li> </ul>
<b>(3) 庁費類(汎用的な物品役務等)の調達</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>法務本省において、中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施する。</li> <li>地方支分部局等において、合同庁舎単位、地方ブロック単位又は近隣官署単位での共同調達を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務本省において、<u>中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を16件実施。</u></li> <li>本年7月までに、<u>268官署において、他官署との共同調達を、合同庁舎単位420件、地方ブロック単位24件、近隣官署単位178件、計622件実施。</u></li> </ul>

主な計画内容	取組結果
<b>3 その他の取組</b>	
<p>(1) リサイクルトナーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プリンタ等の機器において、リサイクルトナーを積極的に活用し、経費の削減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年8月までに、<u>法務本省を始め257官署において、リサイクルトナーを活用。</u></li> <li>・ 法務本省の例では、<u>トナー1本当たり平均19,627円(79.0%)の調達費用を削減。</u></li> </ul>
<p>(2) 少額随意契約可能案件における一般競争入札の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、競争性・透明性の向上等の観点から、案件に応じて一般競争入札による契約方式を検討し、実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年8月までに、<u>法務本省において、一般競争入札を11件実施(地方支分部局等を含めた全体の実施件数については、年度終了後に集計予定。)</u>。</li> </ul>
<p>(3) 旅費業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費業務の効率化を図るため、中央合同庁舎第6号館入居官署におけるパック商品、チケット手配等の業務について、民間事業者への事務の委託を実施する。</li> <li>・ 地方支分部局等における同事務の委託についても、旅費の執行状況等を踏まえ、実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央合同庁舎第6号館入居官署において、<u>旅費業務の民間事業者への事務の委託を実施。</u></li> <li>・ <u>地方支分部局等においては、本年7月までに69官署での同事務の委託を実施。</u></li> </ul>
<p>(4) 人事評価への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価の業績目標において、コスト意識や業務改善に関する目標を設定し、それらを適切に評価に反映する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政コスト削減を図るための具体的な取組・成果を適切に人事評価に反映して、職員間で意識を醸成させた。</li> </ul>
<p>(5) 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、指導等行うことで職員の能力及び意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全ての地方支分部局等の会計事務幹部職員を対象とした会議を組織別に5回開催し、調達改善への取組等について周知、指導を行うとともに、その実施状況、課題等について出席者による協議を実施。</u></li> </ul>
<p>(6) 内部監査の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画に盛り込んだ取組事項等について、内部監査時に実施状況を調査し、その結果を全ての地方支分部局等に周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>内部監査を実施した地方支分部局等56官署において、取組状況の調査を実施(今後、調査結果を全ての地方支分部局等に周知する予定。)</u>。</li> </ul>

平成26年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果  
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月19日  
法務省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
<b>1 重点的な取組</b> <b>(1) 情報システムに係る調達</b> 法務本省における主な情報システムの案件につき、国庫債務負担行為による複数年度契約を活用するとともに、CIO補佐官の助言を受けて仕様の見直し、明確化を図る(契約の競争性・透明性の確保、調達費用の削減)。		法務本省における情報システム案件について、CIO補佐官の助言を受けて仕様の見直しなどを実施した上、本年8月までに国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計19件締結した。	国庫債務負担行為による複数年度契約の活用、CIO補佐官の助言を受けた仕様の見直しなどにより、契約の競争性・透明性の確保が図られたほか、複数年度契約の活用に伴い、事務負担が軽減された。 契約を締結した19件のうち、過去に一者応札となっていた案件1件について複数者による応札があり、競争性が確保された。なお、国庫債務負担行為活用前と仕様が異なる等の事由により、過去の調達との費用の比較が可能な案件はなかった。	○		引き続き実施する。
<b>(2) 庁舎維持管理に係る調達</b> 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」等において、一層のコスト削減が求められている庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等を図る(契約の競争性・透明性の確保、調達費用の削減)。		庁舎維持管理に係る調達について、本年8月までに国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計15件締結した。	国庫債務負担行為による複数年度契約の活用により、契約の競争性・透明性の確保が図られたほか、事務負担が軽減された。 契約を締結した15件のうち、国庫債務負担行為活用前との比較が可能な12件では、年間計1,339千円の調達費用が削減された(消費税増税による影響分を除外するため、税抜の契約金額により比較している。以下同じ。)。	○		引き続き実施する。
<b>2 継続的な取組</b> <b>(1) 競争性のない随意契約</b> 競争性のない随意契約として調達してきた案件について、引き続き個別に精査した上、調達内容等を見直すことなどにより、可能な限り競争性を確保するなどして調達の改善を図る(調達内容の水準の向上、契約の競争性・透明性の確保)。		案件ごとに仕様の見直し、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。 なお、今年度締結した競争性のない随意契約案件について、今後開催される契約監視会議(物品役務等)及び入札監視委員会(公共工事等)において、事後チェックが行われる予定。	仕様の見直しなどにより調達内容の水準の向上が図られたほか、内部チェックの実施により、各案件について随意契約によらざるを得ない調達内容であることが確認できた。 本年8月までに締結した競争性のない随意契約は1,056件であり、前年度同時期に比べ、60件減少した。	○	調達案件の中には、契約の性質等により、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件もあるところ、その類型が掲げられた「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)を踏まえ、競争性のある調達方式への移行が可能な案件がないか引き続き精査していく必要がある。	引き続き仕様の見直しなどを含め競争性の確保に留意した上、競争入札方式の活用を図る。
<b>(2) 一者応札となっている調達</b> 一者応札となっている案件について、引き続き個別にその要因を分析した上、仕様の見直しなどを行うことにより、一者応札の解消に向け一層の調達改善を図る(調達内容の水準の向上、契約の競争性・透明性の確保)。		過去に一者応札となっている案件について、仕様の見直し及び明確化、公告期間の十分な確保等の取組を実施した。 なお、今年度の調達において入札の結果一者応札となった案件について、今後開催される契約監視会議(物品役務等)及び入札監視委員会(公共工事等)において、事後チェックが行われる予定。	発注単位の見直しなどにより調達内容の水準の向上が図られたほか、公告期間の十分な確保、競争参加資格の見直しなどにより、契約の競争性、透明性の向上等が図られた。 本年8月までに一者応札となった案件は606件であり、前年度同時期に比べ、69件減少した。	○	一者応札となった案件の中には、利益率が悪いと判断して参加を見送るなど、受注者側の事情もあると考えられるが、引き続き解消に向けた発注者側の取組を継続していく必要がある。	仕様の見直し及び明確化、公告期間の十分な確保等により、引き続き複数者による応札の実現を図る。
<b>(3) 庁書類(汎用的な物品役務等)の調達</b> 法務本省において、中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を引き続き実施する(共同調達の推進)。 <b>【実施対象】</b> 事務用消耗品、速記録作成等業務、自動車運行管理業務、合本・製本業務、官用自動車検査登録等実施業務、コピー用紙、プリンタナー、電気設備消耗品(蛍光灯等)、衛生関係消耗品、自動車燃料(ガソリン及び軽油)、荷物の集荷配送業務、クリーニング業務、書籍、ファクシミリトナー、健康診断業務、文書の収集運搬及び溶解処理業務、新聞記事のクリッピング業務		法務本省において、次の案件を対象に中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施した。 <b>【実施対象】</b> 事務用消耗品、速記録作成等業務、自動車運行管理業務、合本・製本業務、官用自動車検査登録等実施業務、コピー用紙、プリンタナー、衛生関係消耗品、自動車燃料(ガソリン及び軽油)、荷物の集荷配送業務、クリーニング業務、書籍、ファクシミリトナー、健康診断業務、文書の収集運搬及び溶解処理業務、新聞記事のクリッピング業務	共同調達の実施により、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。 仕様に大きな変更がないことなどにより、比較が可能な案件について、前年度調達実績との単価を比較した結果は以下のとおり。	○	共同調達の実施によるスケールメリットの効果は見られないものの、契約単価等が上昇したのものについては、原燃料価格高騰等の他動的要因により上昇したものと考えられる。	引き続き共同調達を推進する(電気設備消耗品(蛍光灯等)については下半期に調達予定。)

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
			<p>【荷物の集荷配送業務】 2kg(普通便)1個当たり45円(8.7%)削減 30kg(普通便)1個当たり70円(8.5%)削減</p> <p>【クリーニング業務】 敷布団1枚当たり500円(33.3%)上昇</p> <p>【書籍】 給与小六法について定価に対する割引率が2%上昇</p> <p>【ファクシミリトナー】 プロセスカートリッジ1個当たり1,800円(7%)上昇 ドラムユニット1個当たり同額</p> <p>【健康診断業務】 血液検査1名当たり60円(4.2%)上昇 医師の問診1名当たり同額</p> <p>【文書の収集運搬及び溶解処理業務】 1kg当たり99銭(99%)削減</p> <p>【新聞記事のクリッピング業務】 月額基本料金10,000円(2.4%)削減 クリッピング1件当たり同額</p>			
地方支分部局等において、合同庁舎単位、地方ブロック単位又は近隣官署単位での共同調達を実施する(共同調達の推進)。		本年7月までに、会計機関が設置されている324官署のうち、268官署において、他官署との共同調達を、合同庁舎単位420件、地方ブロック単位24件、近隣官署単位178件、計622件実施した(他省庁が取りまとめ担当官署となっている案件を含む)。	共同調達の実施により、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。	○	より一層の効果的な共同調達を推進していくため、引き続きその実施に向けた工夫をしいてい必要がある。	引き続き共同調達を推進する。
<p>3 その他の取組</p> <p>(1) リサイクルトナーの活用</p> <p>プリンタ等の機器において、リサイクルトナーを積極的に活用し、経費の削減を図る。</p>	○	本年8月までに、法務本省を始め257官署において、業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。	リサイクルトナーを活用することにより、経費の削減が図られた(法務本省において、21種類のリサイクルトナーを活用し、活用前との比較が可能なものについて、トナー1本当たり平均19,627円(79.0%)削減された)。	○	業務に支障が生じないよう工夫するなどして活用する必要がある。	引き続き、可能な範囲でリサイクルトナーを活用する。
(2) 少額随意契約可能案件における一般競争入札の実施		会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、一般競争入札を実施した(本年8月までに、法務本省において、11件実施。全体の実施件数については、年度終了後に集計予定)。	見積合わせにより調達する場合に比べ、一般競争入札の実施により、競争性、透明性及び公正性の向上等が図られた。	○	一般競争入札の実施により事務負担の増加が懸念されることから、競争性・透明性の向上等の効果が高いと見込まれる案件を選定の上、実施する必要がある。	事務負担等を考慮の上、案件に応じて引き続き実施する。
(3) カード決済の活用		中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について、カード決済を引き続き活用する。	水道料金の支払事務について、カード決済を活用することにより、現金出納業務が削減され、支払事務の安全性の確保及び事務の効率化が図られた。	○		引き続き実施する。
(4) 旅費業務の効率化		中央合同庁舎第6号館入居官署において、バック商品、チケット手配等の業務について、民間事業者への事務の委託を引き続き実施した。また、地方支分部局等においては、旅費の執行状況等を踏まえ、本年7月までに69官署(中央合同庁舎第6号館入居官署を除く。)での同事務の委託を実施した。	出張する職員のバック商品の選定等の業務、旅費事務担当職員の旅費請求書の審査等の業務が効率化されたほか、専門の民間事業者により安価なバック商品が提案されるなど、旅費の削減が図られた。	○	未実施の官署においては、当該官署における旅費の執行状況(出張頻度、目的地の遠近等)、官署所在地域における対応可能業者の有無等を勘案した上、実施について検討する必要がある。	実施官署においては、引き続き委託を実施する。未実施の官署においては、旅費の執行状況等を踏まえ、実施について検討する。
(5) ネットオークションの活用		新たな歳入確保の取組として、法務本省における売却可能な物品の売払いに当たり、事務コストにも留意しつつ、ネットオークションの活用について引き続き検討する。	ネットオークションに出品可能な不用品は不用品であった。	-	不用品については、その状態が著しく悪いものや、損壊しているものが多数を占めていることから、出品可能な物品は限定的であると認められた。	ネットオークションに出品可能な物品についての検討を引き続き行い、売却可能な物品については、ネットオークションに出品するともに、その実施結果を踏まえ、事務コストにも留意しつつ、今後の活用について検討する。
(6) 人事評価への反映		職員に対し、会計事務担当職員が行う行政コスト削減を図るための具体的な取組・成果について、適切に人事評価に反映するよう周知徹底した。	被評価者において、人事評価の業績目標に設定したコスト意識及び業務改善について具体的な取組を行い、評価者等において、その達成状況を適切に反映した結果、各職員の行政コスト削減に向けた意識の醸成に資することとなった。	○		引き続き実施する。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
(7) 人材の育成 省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、指導等を行うことで職員の能力及び意識の向上を図る。		法務本省において、全ての地方支分部局等の会計事務幹部職員を対象とした会議を組織別に5回開催し、調達改善への取組等について周知、指導を行うとともに、その実施状況、課題等について、出席者による協議を行った。 また、内部監査時において、監査対象庁の職員に対し、取組事項等の周知を行った。	会議での協議等により各官署における調達改善への取組等の実施状況、課題等が出席者間で共有されたほか、内部監査時の周知活動により職員の取組に対する意識の向上が図られた。	○		引き続き実施する。
(8) 内部監査の活用 計画に盛り込んだ取組事項等について、各官署に赴いて実施する内部監査時に実施状況を調査し、その結果を全ての地方支分部局等に周知する。	○	上半期に内部監査を実施した地方支分部局等56官署において、計画に盛り込んだ取組事項等の実施状況を調査した。 また、監査対象庁の職員に対し、取組事項等の周知を行った(再掲)。	各官署に赴いて、取組事項等の調査を行うことで、実施状況、課題等についての実情を把握することができた。 また、取組事項等の周知活動により、職員の取組に対する意識の向上が図られた(再掲)。	○		引き続き内部監査において実施状況について調査するほか、その調査結果について全ての地方支分部局等に周知する予定。
(9) 外部有識者による個別調達案件の点検 法務省の各調達案件について、契約監視会議及び入札監視委員会の外部有識者において、契約の競争性、公正性等の観点から事後チェックを行う。		本年7月に開催された契約監視会議(物品役務等)及び入札監視委員会(公共工事等)において、競争性、公正性等の観点から外部有識者による事後チェックが行われた。	外部有識者からの意見を以後の調達の参考とすることができた。	○		引き続き実施する。
4 推進体制、評価の実施 計画に定める各事項を着実に実施するため、法務省行政事業レビュー推進チームにより取り組むほか、同チームの取組を補佐させるため、法務省調達改善グループを設置する。 同チームは、各取組の実施状況を上半期及び年度終了後に把握し、取りまとめるとともに、実施した取組内容、目標の達成状況、今後の対応方針等について、自己評価を行う。		本年3月、今年度の取組等について、法務省調達改善グループ会合を開催し、意見交換を行ったほか、法務省行政事業レビュー推進チームのメンバーに対し意見照会を行った。 また、同年10月に同チーム及び同グループのメンバーに意見照会を行うなどして、上半期の自己評価を行った。	法務省調達改善グループ構成員による意見交換等により、取組内容の把握、自己評価、下半期及び次年度の調達改善計画の取組への対応を確認できた。	○		法務省調達改善グループにおける意見交換、実施状況の点検結果等を踏まえ、下半期についても取組を着実に推進し、次年度の調達改善計画の取組について、更に検討を行う。
法務省行政事業レビュー推進チームは、契約監視会議の各委員に、自己評価の実施等の際に取組に関する指導、助言等を求める。		本年3月、契約監視会議の各委員に今年度の取組等について説明を行った。 本年11月、同委員に上半期の自己評価についての説明を行い、意見を得た。	外部有識者である契約監視会議の各委員に説明し、取組内容の把握及び自己評価・検証への対応を確認できた。	○		外部有識者からの意見を踏まえ、下半期についても取組を着実に推進し、次年度の調達改善計画の取組について、更に検討を行う。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称: 契約監視会議  
開催日時: 平成26年3月19日(水)午後1時30分, 平成26年11月19日(水)午前10時

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)及び「平成26年度調達改善計画の策定要領」(平成26年2月20日内閣官房行政改革推進本部事務局)について説明を行うとともに、これらに基づき策定した「平成26年度法務省調達改善計画」について説明を行い、今年度の取組に関し了承を得るとともに、「今後とも、引き続き適正な手続・取組の継続に特段の配慮をお願いしたい。」との意見を得た。</p> <p>○ 調達改善計画上半期の自己評価について報告を行い、「特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい」旨の意見を得た。</p>	<p>○ 外部有識者からの意見を踏まえ、調達改善計画の取組を着実に推進する。</p> <p>○ 外部有識者からの意見を踏まえ、下半期についても取組を着実に推進し、次年度の調達改善計画の取組について更に検討を行う。</p>